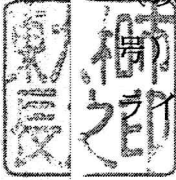


東大和市立中央図書館ネーミングライツ協定書

東大和市（以下「甲」という。）とブックオフコーポレーション株式会社（以下「乙」という。）とは、東大和市立図書館条例（昭和52年条例第11第2条に規定する中央図書館の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について、次のとおり協定を締結する。



（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互の協力のもとに中央図書館にネーミングライツを実施することについて基本的事項を定めることにより、中央図書館の持続可能な運営と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（期間）

- 第2条 本協定の期間は、締結の日から令和13年3月31日までとする。
- 2 次条に定める愛称を使用する期間（以下「使用期間」という。）は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
 - 3 ネーミングライツ使用料（以下「命名権料」という。）を算定する期間は、前項本文に規定する期間とする。

（愛称等）

第3条 愛称及びその取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乙が申し入れ、甲が承認した名称を中央図書館の愛称とする。この場合において、本協定において、次の表左欄の中央図書館に応じて、同表の右欄の名称を乙が申し入れ、甲が愛称として承認したことを確認する。

中央図書館（正式名称）	愛 称
東大和市立中央図書館	BOOKOFF 東大和市中心図書館

- (2) 乙は、本協定期間中、前号に規定する愛称を変更することはできない。

- 2 甲及び乙は、前項第1号に規定する愛称に中央図書館の正式名称を併記することができるものとする。

(看板、サイン等)

第4条 乙は、甲と協議のうえ、中央図書館の外に前条第1項第1号に規定する愛称を付した看板、サイン等を設置することができる。

2 看板、サイン等の大きさ、色彩、設置方法等については、前項の協議において決定する。

3 看板、サイン等の設置及び維持管理に係る費用並びに関連する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、協定期間が満了した場合は、自己の負担により、直ちに自ら設置した看板、サイン等の撤去をし、原状回復を行うものとする。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。

5 第10条の規定により本協定が解除された場合において、乙が第1項の規定により看板、サイン等を設置しているときは、前項の規定を準用する。

(命名権料)

第5条 乙は、甲に対し、命名権料として、年度(使用期間のうち4月1日から3月31日までの期間をいう。)ごとに金1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払うものとする。

2 各年度の命名権料の支払期間は、毎年度4月1日から4月30日までとする。

3 乙は、甲が発行する納入通知書等により、当該年度の命名権料を一括して支払うものとする。

4 乙が命名権料を第2項に規定する期間の末日までに支払わないときは、その遅延した金額について、その遅延した期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(ただし、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てる。)を遅延利息として甲に支払わなければならない。

5 甲は、乙より支払われた命名権料は返還しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(1) 甲の責に帰する事由により、第10条の規定に基づく本協定の解除がなされたとき

(2) その他特別の理由があると認めるとき

6 前項第1号の規定による解除により、当該年度の使用期間が1年に満たないこととなるときは、甲は、第1項の規定による命名権料の額を月割りにして当該年度の命名権料の額を算定し、これを超えて支払われた額を乙に返還するものとする。この場合において、当該使用期間に1月に満たない期間があるときは、1月とみなして算出し、当該算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を1,000円に切り上げるものとする。

(中央図書館の設備の充実等)

第6条 甲は、第1条に規定する本協定の目的に鑑み、ネーミングライツ制度の導入の効果を中央図書館の施設の維持管理に役立てるものとする。

(保証)

第7条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を保証する。

(1) 甲は、本協定を締結する権利を有する唯一の者であること。

(2) 甲は、中央図書館の管理権(指定管理者に管理をさせる場合を含む。)を有する唯一の者であること。

(3) 第2条第1項に規定する本協定の期間においては、甲から第三者に対し、ネーミングライツに係る権利の全部又は一部を付与していないこと、かつ、本協定の締結が何ら他人の権利を侵害していないこと。

(愛称の使用等)

第8条 甲は、愛称の使用について次に掲げる義務を負うものとする。ただし、正式名称を使用しなければならない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 中央図書館の名称を自ら使用する場合は、愛称を使用すること。

(2) 第三者に対する愛称の使用の要請、愛称の使用の便宜としての情報の提供その他の第三者による愛称の使用の普及に資する措置を講ずる

こと。

- 2 乙は、乙自身が所有し、又は管理する他の施設において、第3条第1項第1号に規定する愛称と同一又は類似の名称、愛称、呼称等を使用してはならない。
- 3 乙が、第3条第1項第1号に規定する愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲、中央図書館の利用者等がこれを無償で使用することを認めるものとする。
- 4 第3条第1項第1号に規定する愛称が、第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとする。

（通知）

第9条 甲は、中央図書館に係る事故、事件等の不祥事であって、その事実が周知されたならば、当該中央図書館の社会的イメージが低下するおそれがあると認められるものが発生したときは、その旨を乙に通知するものとする。

（協定解除）

第10条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、又は相当する事由が生じたときには、互いに書面による通知をすることにより、本協定を解除することができる。

- (1) 相手方が本協定の各条項に違反した場合
- (2) 中央図書館において事故、事件等の不祥事が発生し、かつ、その事実が周知されたことにより、当該中央図書館の社会的イメージが著しく低下したことが認められるとき
- (3) 第4条の規定に基づき設置された看板、サイン等の取付不良などを起因とした事故等により、利用者等に対して被害を生じさせたとき
- (4) 相手方が営業停止又は営業許可取消しなどの処分を受けた場合
- (5) 相手方が仮差押え、仮処分又は強制執行を受けた場合
- (6) 相手方が支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合

(7) 第三者の行為、天災地変その他やむを得ない事由により、本協定の履行が著しく困難になった場合

(協定解除による損害賠償)

第11条 前条の規定により甲又は乙が本協定を解除した結果、相手当事者において損害、損失又は増加費用が生じたとしても、解除を申し入れた当事者は、その賠償の責を負わないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、本協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(施設の画像使用)

第13条 乙は、中央図書館のネーミングライツが付与されていることを宣伝するため、中央図書館の動画又は静止画を使用する場合には、甲の承諾を得なければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、本協定により知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本協定の期間が満了し、又は第10条の規定により本協定が解除された後においても同様とする。

(協定の変更)

第15条 本協定に定める事項について、特別の事情が生じたときは、甲及び乙の協議により、本協定の規定を変更することができる。

(協定の更新)

第16条 乙が、本協定の期間が満了する日の翌日から、本協定の更新を希望するときは、令和12年9月30日までにその旨を甲に通知するものとする。

(疑義についての協議)

第17条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

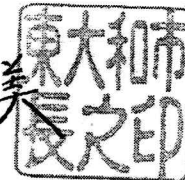
(裁判管轄)

第18条 本協定について紛争が生じた場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年2月4日

甲 所在地 東大和市中央3丁目930番地
名称 東大和市
代表者 東大和市長 和地 仁美



乙 所在地 神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号
名称 ブックオブコーポレーション株式会社
代表者 代表取締役社長

堀内 康隆